

清和大学

平成 29 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 30 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

清和大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、清和大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、千葉県房総南部の木更津市にキャンパスを擁する私立大学で、その創設は昭和21(1946)年に創設された木更津英語講習所に遡る。平成6(1994)年に清和大学を開設し、現在に至っている。

「真心教育」を建学の精神と定め、「真心教育をバックボーンとした真に社会に貢献できる人材を育成すること及び地域社会の発展に貢献すること」を大学の使命としている。

大学の目的と学部の教育目的は学則第1条に定めている。また、法学部法律学科の1学部1学科からなる教育研究組織を整えている。平成17(2005)年からは、法律学科のもとに法学コース、経営法コース、スポーツ法コースの三つのコースを設置するなど、多様化する社会と法律の結びつきを考慮した改編がされている。

「基準2. 学修と教授」について

入試形態別にアドミッションポリシーを策定し、募集要項や大学ホームページ等を通じて周知している。カリキュラムポリシーのもと、法律基礎科目と法律専門科目からなる講義科目を配置し、演習科目も学年進行に伴う形で基礎から発展へと段階的に配置するなど能力育成のための体系的な編成がされている。

学修及び授業支援については、専任教員担任制、退学防止早期対策シート、成績表配布時の指導等の工夫がされている。また、授業評価アンケート結果はFD(Faculty Development)研修会を通じて反映している。一方、キャリア指導體制については、「キャリアサポート委員会」「進路指導室」「公務員試験情報センター」による相互連携体制により、優れた就職実績に結びついている。なお、大学設置基準上の必要専任教員数と教授数を満たしており、三つのコースに加え、公務員受験・各種資格対策講座を運営できる教員も確保されている。また、校舎、図書館、体育施設等の教育環境も適切に整備している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為の目的に教育基本法及び学校教育法に従って学校教育を行うことを明記し、また、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」を制定するなど、法令の遵守と経営の規律性・誠実性が維持されている。理事会・評議員会は寄附行為にのっとり設置、開催され、法人の意思決定の仕組みは適正に整備されている。理事会には学長が出席し、教授会には理事長が出席するなど、法人と大学のコミュニケーションも円滑に行われている。また、審議機関としての教授会とは別に、学長の諮問事項を検討する「学長室会議」を組織し、学長のリーダーシップが十分に発揮できる体制を構築している。

平成 22(2010)年以降、中期計画を策定し、それに基づいた大学運営がされている。大学単体では支出超過が続いているが、平成 26(2014)年度以降は学生数が回復しており、夜間コースの廃止や奨学金の削減などを実行することで、黒字化が期待されている。会計処理については、監事による監査及び監査法人による外部会計監査が整備され、機能している。

「基準 4. 自己点検・評価」について

学則に基づき、「清和大学自己点検・評価並びに振興委員会規程」を制定し、平成 12(2000)年度に「第 1 回自己点検・評価報告書」を公表して以来 3 回の報告書を作成し、公表している。

自己点検・評価報告書は、各部署で収集・整理されたデータをもとにした透明性の高いエビデンスによって作成されており、次のステップとして効率的収集と分析をするため、学長室の IR(Institutional Research)担当者のもとでの一元管理を進めている。

PDCA サイクルについては、前回の自己点検・評価報告書をもとに、日本高等教育評価機構が実施する認証評価で指摘を受けた事項の見直しをするプロセスを導入し、学長のリーダーシップのもとで推進がされている。今後は、中期計画においてもこの PDCA サイクルの仕組みを確立していく予定である。

総じて、建学の精神「真心教育」のもと、大学の使命・目的を達成するための教育、学修制度及びその組織は適切に構成され運営され、房総南部における地域連携の中核拠点として地域社会に貢献できる人材を育成してきた。近年入学者数の改善が見られるので、経費削減等の施策の実行により、大学の財務状況の改善を期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.地域社会との連携協力・地域社会への貢献」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

創立母体である学校法人君津学園の基本理念である「真心教育」(人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を事前に開発伸長できるように育成する)を背景として、大学の使命・目的及び学部の教育目的をそれぞれ定めている。

使命・目的及び教育目的には、教授すべき事柄と育成すべき人材像がコンパクトに示され、簡潔に文章化されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

- 1-2-① 個性・特色の明示
- 1-2-② 法令への適合
- 1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

房総南部という地域に根差した大学であることを踏まえて、大学の目的の中に、この地域に貢献できる人材の育成を目指すこと及び教育・研究の成果をこの地域に還元し、地域の経済や文化の興隆等に貢献することを個性・特色として明示し、学部の教育目的にも、「法学基礎教育の充実」「現代社会の情報化・多様化への対応」「実学を重視したリーガルマインドの涵養」「国際化時代への対応」の4点を個性・特色として明示している。

学則第1条には、教育基本法、学校教育法に定めるところに従って大学の目的を定めていることを明記しており、学校教育法83条に定める大学の目的に適合している。

変化への対応については、平成27(2015)年10月に創立時の理念を踏まえながら、使命・目的及び教育目的の見直しを実施している。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

- 1-3-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-3-② 学内外への周知
- 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映
- 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の検討や改正の際には、全教職員にメールで趣旨を連絡し、意見を求めている。出された意見をもとにして、「学長室会議」で検討し、教授会の審議をした上で、理事会にて審議・承認といった手続きを定めている。使命・目的及び教育目的は、大学案内、学生手帳、大学ホームページにて周知している。

中期計画の主要項目である「地域との共存共栄の強化」「大学教育のグローバル化」は、使命・目的及び教育目的を反映したものであり、また、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）にも、大学の目的及び学部の教育目的が、適切に反映されている。

使命・目的及び教育目標を達成するために、平成 17(2005)年度に三つのコースを設置し、平成 22(2010)年度には、その中の 1 コースの名称変更やカリキュラム改編を行うなど教育研究組織の改編を行っている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、入試形態別に策定され、募集要項、大学ホームページを通して受験生に公開されている。加えて、大学ホームページでは、受験者用のページを設け、スマートフォン対応とすることでアクセス数を伸ばし、周知を図る工夫がされている。

学生の受入れについては、「教学委員会」を中心とした全学体制のもと、学校教育法、学校教育法施行規則に沿った入試形態及び入試形態別のアドミッションポリシーに基づく多様な入学試験が実施されるとともに、その判定は教授会で審議され、適切に運用されている。

また、学生の受入れ数は近年向上しており、過去 5 年間、在籍学生数も収容定員に近い人数を確保している。なお、入学者の少ない夜間主コースについては、平成 30(2018)年度に募集停止が予定されている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

大学の目的を踏まえて、カリキュラムポリシーが策定され、大学案内等で公表されている。また、カリキュラムポリシーにおける科目配置の考え方は、ディプロマポリシーに掲げる能力の育成につながっており、両ポリシー間に一貫性が確保されている。

カリキュラムについては、カリキュラムポリシーのもと、講義科目は法律基礎科目と法律専門科目とに分けられ、演習科目は学年進行に伴う形で基礎から発展へと配置されるなど、コースとリンクさせながら、能力育成のための体系的な編成がされている。

教授方法も、FD 委員会のもと、授業評価アンケートや「オープン授業」を継続的に実施し、フィードバックを義務付けするなど、改善・工夫・開発する仕組みが構築されている。

単位制度については、シラバス等で 15 週の授業時間が確保されるとともに、履修単位数の上限も設定されており、その実質を保つ工夫がされている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

教職協働については、職員が授業見学と改善指摘を行う「オープン授業」や職員が欠席学生への連絡を行う中退予防などを中心に方針・計画・実施体制が整備されている。

また、オフィスアワーについては、全専任教員参加のもと実施されている。

学修及び授業支援については、出欠登録、担任制、退学防止早期対策シート、成績配布時の指導、教職連携した面談など、さまざまに工夫した対策が行われている。特に、中退者・停学者・留年者への対応は、担任制による面接指導を中心に実施され充実している。その結果、退学率は、ここ数年間、低く抑えられている。

学修支援体制の改善については、授業評価アンケートでくみ上げられた学生の意見が FD 研修会を通じて反映されている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

教育目的の各項目に対応したディプロマポリシーが策定され、大学案内等で公表されている。

また、成績評価等については、学則等で、卒業要件が定められるとともに、成績評価基準、他大学での既修得単位数の上限、課外授業での単位認定が定められ、運用されている。

科目については、全科目で、授業計画、成績評価基準が示されたシラバスが作成され、その基準のもと各科目の単位認定が厳正に行われている。

なお、平成 30(2018)年より、学修状況の把握と学生の学修意欲喚起のため、より細やかな指導体制を目指して GPA(Grade Point Average)の導入が予定されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

就職に対する指導・助言体制については、「キャリアサポート委員会」によるプログラム統括のもと、就職指導を行う「進路指導室」と公務員受験指導の「公務員試験情報センター」による相互連携体制である「キャリアセンター」のもとで取り組んでいる。特に、「キャリアセンター」のスケジュールは、学年別・段階的に、意欲の醸成と就活スキル・情報の取得という形で、細やかに策定されているとともに、各学年に保護者・個人面談が設定されるなど、丁寧な対応がされている。また、「キャリアセンター」内の講座についても、履修上の工夫のもと、目的別に設置され、段階的に受講できる仕組みがつけられるとともに、授業外でもキャリアガイダンス等が実施され、それが就職率の向上につながっている。

キャリア教育の支援体制であるインターンシップについては、事前及び事後指導を含めた制度が整備され、展開されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

毎年後学期に、学生に対し一部の科目で授業アンケートを実施し、その結果を全専任教員の FD 研修会に公開する等の施策により、教育目的の達成状況が点検され、教育内容・方法及び学修指導への改善に向けて評価結果をフィードバックしている。また、毎年後学期の 2 週間に「オープン授業」を実施し、参加教員のコメントについて FD 委員会で議論されている。

就職状況・資格取得調査、就職先・企業向けアンケートなどは学生の資格取得、大学側の就職活動支援と相まって、警察官・公務員採用試験への合格等、優れた就職実績に結びついている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

奨学金制度は、学生への経済的支援として充実している。学生生活支援のための仕組みは、学生委員会、学生相談室、医務室、担任制、ゼミ制等で組織的に整備されている。ゼミ制度が学生相談室と相まって学生の相談受入れ機能を果たしている。学友会から課外活動への補助金が支出されている。

平成 28(2016)年度前期には、教育内容、教育環境、学生生活支援、施設・設備等の学生生活全般に関する「学生満足度調査」が行われており、施設・設備関係の一部について学生から率直な要望が寄せられている。その他、学生から学生生活課や専任教員に寄せられた意見等について学生委員会で検討されている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

大学設置基準上の必要専任教員数を上回っており、教育目的及び教育課程に即した教員が配置されている。教員の採用・昇任については、「清和大学教員任用及び昇任規程」が定められ、それに基づいた運用がされている。FD 委員会規程が設けられるとともに、FD 研修会が月 1 回実施され、全学的な理解のもと FD 活動を推進する体制がとられている。

教養教育の運営については、「教学委員会」による日常的な検討及び見直しが行われ、その結果は、学長から教授会に付議される全学的な体制がとられている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

校地、運動場、校舎、図書館、体育施設などの必要な施設は整備されている。特に、体育施設は充実している。各施設は、新耐震基準導入以降に建てられた施設であり、耐震対応がされている。図書館においては、学生の利便性を考え、開講時間に合わせた開館時間が設定されている。コンピュータ教室のコンピュータ、プリンタはともに、開講に支障のない台数が設置され、専門業者を入れて設備の管理がされている。

防災訓練は、定期的実施されており、安全面での配慮がされている。「学生満足度調査」により、施設・設備に対する学生の意見が収集されており、改善に向けての努力がされている。

少人数教育が徹底される等、クラスサイズは授業に応じて適切に管理されている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為に基づき理事会を中心として運営され、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」等が制定され、経営の規律と誠実性を維持している。また、理事長と学長が教学面と経営面について常に情報交換を行い、5年ごとに中期計画を策定し、それに基づいた施設・設備面の充実を図ることなどにより、使命・目的の実現への継続的努力が行われている。寄附行為第3条に教育基本法等に従うことが明記されるとともに、学校教育法などの関係法令を遵守した大学運営を行っている。

環境保全は、「学校法人君津学園エコ活動ルール」が定められ、環境への配慮がされている。「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」「学校法人君津学園個人情報保護規程」「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」等が定められるなど、人権への配慮が行われている。法人全体に加えて大学独自の危機管理マニュアルが制定されるとともに、防災訓練が定期的実施されるなど、安全に配慮されている。

教育情報及び財務情報については、大学ホームページで公表している。

【改善を要する点】

- 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく 6 項目の情報のうち、教員の養成の目標を達成するための計画などの一部が公表されておらず、法制度にのっとって統一された情報公開としての改善が必要である。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事の選任は、寄附行為に基づいて実施されており、定例の理事会を 3 月と 5 月に、それ以外にも必要に応じて理事会を開催しており、理事の出席率は高く、監事も出席している。

理事会の運営は、寄附行為に基づいて行われている。また、理事の選任及び退任、予算承認、決算承認、事業報告等の重要事項が理事会の議決を通して行われている。

理事長、副理事長と学長との定期的な意見交換により、事業計画や募集戦略等の立案や中期計画の作成が行われ、理事会で審議の上、決定されており、使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性は担保されている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の意思決定組織の整備は、学長、学長の諮問事項を検討する「学長室会議」、意思決定をするための審議機関として教授会が位置付けられ、学長室規程、教授会規程により運営され、学長の業務執行を支援する体制を構築している。各種委員会は学務の日常的な事項について概ね月に 1 回の会議が開催され、「学長室会議」を経て、教授会で審議されている。

教授会規程第 4 条により、教授会に意見を聴くべき教学に関する事項が定められ、最終的な決定権が学長にあることが明記されており、大学の意思決定により、権限と責任が明確化されている。また、学長と理事長は連携を密にとっており、大学の意思決定が法人に理解され、実行される仕組みとして機能している。これらの体制により、学長の適切なリーダーシップと支援体制が確保されている。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

年 2 回、各設置校の代表者と法人事務局による「代表者会議」を開催し、大学は法人本部と諸事項について「代表者会議」で調整を行い、意思決定に寄与している。また、学長が理事会に出席するとともに、理事長が教授会に出席するなど、教学・管理部門の連携連絡が行われ、全体として法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化が図られている。

評議員会は、寄附行為上に定められているとおり設置され、定例会開催と議事が遵守されている。また、大学内での「事務局会議」が月 1 回程度定期的に行われ、法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性が担保されている。

教職員の意見は、各委員会や「事務局会議」を通じた後で、学長や理事長に提案され、リーダーシップとバランスのとれたボトムアップの体制が図られ機能している。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

「清和大学事務組織及び事務分掌規程」に基づき、大学の事務組織を設け、必要な人員を配置している。その事務組織は大学事務局長が統括している。

大学事務局長以下、課長及び室長が教授会に出席しており、教授会での審議内容は速やかに事務局に伝達されるなど、教学部門と管理部門には緊密な連携体制が構築されている。理事長のもとに法人事務局、学長のもとに大学事務局が、各事務局長の統括のもとで職務を行い、相互に連携することで、法人部門と大学部門の連携が図られている。

平成 28(2016)年度には、SD(Staff Development)に関する省令改正を受けて、SD 委員会が SD 研修のプログラムを作成し、専任教員・職員合同の SD 研修会を実施するなど、大学運営に必要な知識・技能の習得・向上に向けた取組みがされている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年に「学校法人君津学園中期計画」を策定し、それ以降は同中期計画に基づいた大学運営を行っている。平成 26(2014)年度以降、入学定員に近い人数を確保しているため、収支は改善傾向にある。大学単体ではまだ支出超過が続いているが、法人全体では平成 27(2015)年度から黒字に転換している。

補助金の増強については、私立大学改革総合支援事業の採択に向けた体制づくりをはじめている。加えて、資産運用についても資産運用規程を制定し、また、創立 25 周年に向けて寄付金募集の開始を計画するなど、補助金以外の外部資金獲得に向けた体制も構築している。

今後は、夜間主コースの廃止や特待生制度の見直しによる奨学金の抑制などと合わせて、大学の収支の改善を図る予定である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、学校法人会計基準を遵守するとともに、寄附行為、「学校法人君津学園経理規程」に基づいて、適切に実施している。

予算編成については、各部署からの意見を聴取した上で予算案が作成され、評議員会の意見を聞き、理事会の承認を得て予算を確定している。また、予算超過が発生する際には補正予算を編成することで対応している。

会計監査については、監査法人による監査と監事による業務監査及び財産に関する監査が行われ、毎年監査法人と理事長や監事との面談を実施している。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

「自己点検・評価並びに振興委員会」が設置され、委員会に担当部署が改善提案文書を提出する形で、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価が実施されている。委員長が各担当委員に対して、担当課題を与え、具体的改善提案を文書で委員会に提出する方法に改めたことで、改善点について具体的な成果が出ており、自己点検・評価体制の適切性が担保されている。

平成 12(2000)年、平成 16(2004)年、平成 22(2010)年と定期的に自己点検・評価の報告書が大学ホームページに公表され、結果が明らかにされている。自己点検・評価の周期は 5 年程度の目安が示されており適切に運営されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

データは、学内全体にわたって十分収集・整理され、エビデンスに基づいて、透明性の高い状況で自己点検評価書に反映されている。

IR についても、学長室の IR 担当者が必要な資料の洗出しを進め、資料の一元管理と集約に注力されている。その後の整理と分析等についても進める努力が行われており、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析が行われている。

自己点検・評価結果の公表は、大学ホームページ及び図書館での報告書の配架の形で公表されており、学内共有とともに社会に公表されている。また、自己点検・評価の検討内容や途中経過も随時学長が教授会で公表し、担当部署に改善を求めるなど、学内共有化が図られている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

平成 22(2010)年度に評価を受けた前回の自己点検評価書を基本として、評価を受けた際に指摘をうけた内容の見直しのプロセスに PDCA サイクルを導入し、学内全体で情報を共有するとともに学長のリーダーシップのもとに推進されている。

自己点検・評価結果に基づき、国際交流のポリシー、地域連携・社会貢献基本方針などの大学運営方針の策定がされており、今後の中期的な自己点検・評価における同様の PDCA の取組みが期待される。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域社会との連携協力・地域社会への貢献

A-1 地域連携・地域貢献に関する方針の明確化

A-1-① 使命・目的に基づいた地域連携・地域貢献の方針の明確化

A-2 地域連携・地域貢献の具体性

A-2-① 地域社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実

A-2-② 公開講座の開催状況と市民の参加状況

A-2-③ 教育研究の成果の社会への還元状況

A-2-④ 国や地方自治体等の政策形成への寄与の状況

A-2-⑤ 大学の施設・設備の社会への開放や社会との共同利用の状況とその有効性

【概評】

使命・目的における地域貢献を具体化するため、地域との積極的な交流・協力を通しての人材育成、まちづくり、生涯学習支援、地域コミュニティ形成を柱とする地域連携・社会貢献基本方針が策定されている。

地域教育への貢献として、地元教育委員会、近隣高校との間に教育連携協定が積極的に締結されている。地域理解のための教養演習科目も配置されている。今後の方針としての木更津市との包括協定の締結や、木更津工業高等専門学校との教育提携、地域交流センター（仮称）による窓口の一本化などが期待される。

大学の費用負担で、教員と市職員、他大学研究者の地域還元を目的とした共同研究が行われている。研究成果、教育成果を地元に還元するため、自治体と連携した形で、市民公開講座の開催や近隣小中高校に対する授業補助としての学生の派遣が行われている。公開講座も受講者数も多く、市民の支持が高いと考えられる。

多数の教員が、国や自治体の各種審議会や委員会で政策形成に寄与するとともに、教員免許更新講習を実施し、国や自治体の事業への協力がされている。そのみならず女性活

清和大学

躍の新しい取組み等が注目される。また、図書館、運動施設、教室等の大学施設・設備の地域開放が積極的にされている。

